栃木県土地改良事業団体連合会表彰規程

(昭和４４年８月１２日理事会議決)

　　　　(趣　　旨)

第１条　土地改良事業の推進と発展に顕著な功績を挙げた個人又は団体に対し、この規程の定めるところにより表彰する。

　　　　(表彰の基準等)

第２条　表彰は、次の各号の１に該当するもので、本会役員並びに参与の共同推薦　　　のあった者及び本会並びに会員団体の役職員として永年勤続の者の内から　　　理事会が選考し、会長が定める。

　　(1) 土地改良事業関係業務に顕著な功績のあった者

　　(2) 会員の内事業の成績が特に優秀と認められる者

　　(3) 本会の運営に協力貢献し、大なる功績のあった者

　　(4) 団体営土地改良事業について、優良工事を施行した建設業者

　２　　表彰は、故人に対しても追賞することができる。

　　　　(推薦の方法)

第３条　前条第１項の規定による推薦をする場合には、推薦書に功績調書及び履歴　　　書を添えてしなければならない。

　　　　(表彰の方法)

第４条　表彰は、総会において行うものとする。ただし、特に必要がある場合には、　　　臨時にこれを行うことができる。

　　　　(表彰状及び副賞)

第５条　表彰は、表彰状を授与して行う。この場合、副賞として賞金又は賞品を添えて贈呈することができる。

　　　　(表彰の事務処理)

第６条　表彰を行ったときは、その業績の概要を表彰簿に登録し、関係書類と共に

　　　保存するものとする。

　　附　　則

　この規程は、昭和44年8月12日から施行する。

　　附　　則（昭和46年2月8日改正）

　この規程は、昭和46年2月8日から施行する。

栃木県土地改良事業団体連合会表彰規程内規

同規程第２条の永年勤続の基準

　１．本会役員　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　９年

　２．本会職員　　　　　　　　　　　　　　　　　イ．　　　　　２０年

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ロ．３０年(退職年度)

　３．県の職員　　　　　　　　　　　　　イ．参与経験者は県の土地改良

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　関係職員であった期間を通

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　算して　２０年(退職年度)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ロ．県の土地改良関係職員は通

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　算して　３０年(退職年度)

　４．市町村の土地改良関係職員　　　　　　　　　　　　　　　　１０年

　５．土地改良区理事長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１０年

　６．土地改良区職員　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１５年

　７．土地改良区協議会職員　　　　　　　　　　　　　　　　　　１５年

　　附　　則

　この内規は、昭和44年8月12日から施行する。

　　附　　則（昭和45年3月3日改正）

　この内規は、昭和45年3月3日から施行する。

　　附　　則（昭和52年2月25日改正）

　この内規は、昭和52年2月25日から施行する。

　　附　　則（昭和57年2月24日改正）

　この内規は、昭和57年2月24日から施行する。

　　附　　則（昭和60年12月14日改正）

　この内規は、昭和60年12月14日から施行する。

　　附　　則（平成9年12月1日改正）

　この内規は、平成9年12月1日から施行する。